

行政文書非公開決定通知書

4 観名保第 16 号
令和 4 年 5 月 2 日

名古屋市民オンブズマン
代表 滝田 誠一 様

実施機関

名古屋市長 河村 たかし



令和 4 年 4 月 19 日付けで請求のあった行政文書の公開については、名古屋市情報公開条例第 10 条第 2 項の規定により、次のとおり公開しないことと決定しましたので通知します。

行政文書の名称	平成 31 年度予算「名古屋城木造天守閣の昇降に関する新技術の公募」40,931 千円（債務負担行為 184,555 千円）に基づき、令和 3 年度に支払った金額がわかるもの
公開しない理由	請求に係る行政文書を作成又は取得しておらず、不存在であるため、非公開とします。
備考	※請求に係る行政文書については、今後一年以内に作成する予定のため、公開を希望する場合は当該時期以後新たに公開請求が必要となります。 <決定を行った所管課・公所> 観光文化交流局名古屋城総合事務所保存整備室 TEL 052-231-2488

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内に、名古屋市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日（審査請求をしたときは、裁決書の送達を受けた日）の翌日から起算して 6 箇月以内に、名古屋市を被告として（市長が被告の代表者となります。）処分の取消しの訴え（取消訴訟）を提起することができます。なお、6 箇月以内であっても、処分又は裁決の日から 1 年を経過すると取消訴訟を提起することができなくなります。



第 6 号様式 (第 5 条関係)

行政文書公開決定等期間特例延長通知書

4 観名保第 17 号
令和 4 年 5 月 2 日

名古屋市民オンブズマン
代表 滝田 誠一 様

実施機関

名古屋市長 河村 たかし



令和 4 年 4 月 19 日付けで請求のあった行政文書の公開については、名古屋市情報公開条例第 12 条の規定により、次のとおり公開決定等の期間を延長することと決定しましたので通知します。

行政文書の名称	平成 31 年度予算「名古屋城木造天守閣の昇降に関する新技術の公募」40,931 千円 (債務負担行為 184,555 千円) に基づく、令和 3 年度の成果物	
名古屋市情報公開条例第 11 条第 1 項の規定による決定期間	令和 4 年 4 月 19 日 から 令和 4 年 5 月 6 日 まで	
公開請求に係る行政文書のうちの相当の部分につき公開決定等をする期間及びその部分	期 間	令和 4 年 5 月 7 日 から 令和 4 年 6 月 5 日 まで
	部 分	「名古屋城木造天守閣の昇降に関する新技術の公募支援業務委託」報告書内容一覧
残りの行政文書について公開決定等をする期限	令和 4 年 12 月 31 日	
名古屋市情報公開条例第 12 条を適用する理由	公開請求のあった行政文書は著しく大量であり、公開・非公開の判断及び行政文書の写しの作成に時間を要し、公開請求のあった日の翌日から起算して 44 日以内にそのすべてについて公開等の決定をすることにより事務の遂行に著しい支障が生じるおそれがあるため、決定期間を延長します。	
備 考	<期間の延長決定を行った所管課・公所> 観光文化交流局名古屋城総合事務所保存整備室 TEL 052-231-2488	